

【全数調査】高額な医療サービスを受けている在留外国人について

全数調査の手法と結果(平成29年3月実施)

○ 全市町村を対象に、以下の ①~⑤の条件に該当するレセプトの洗い出し(全数調査)を実施

- 【条件】 ① 平成27年11月から平成28年10月までの間の診療分のもの (1年間分)
② 80万円以上のもの(医科、DPC、調剤)
③ 資格取得日から6ヶ月以内に診療をうけているもの

パターンA



- ④ ハーボニー配合錠、ソバルディ錠、オプジーザ(ニボルマブ)の処方があるもの
⑤ 外国人

【結果】 → 該当者 計7名

※ 個別に外国人の活動内容や、受診内容等について聞き取り調査を行ったところ、

4名は、不正な在留資格による給付であるとは言い難い。
(聞き取り時においても国民健康保険の加入者であり、在留資格も問題ない)

2名は、不正な在留資格による給付である可能性が残る。
(在留資格が「経営・管理」であるにも係わらず、少額の給与所得申告がある)

残りの1名は、既に出国しており、詳細について確認がとれなかった。

パターンB



- ④ ハーボニー配合錠、ソバルディ錠、オプジーザ(ニボルマブ)処方以外のもの
⑤ 入国により資格取得し、出国により資格喪失した外国人

【結果】 → 該当者 計12名

※ 個別に外国人の活動内容や、受診内容等について聞き取り調査を行ったところ、

8名は、不正な在留資格による給付であるとは言い難い。
(骨折や傷害等、在留期間中に医療を受ける原因となる傷病を有した者である)

残りの4名は、既に出国しており、詳細について確認がとれなかった。

保国発 1227 第1号
平成29年12月27日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公印省略)

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、法務省と連携し、身分や活動目的を偽って、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に日本に在留し(以下「偽装滞在」という。)、国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける在留外国人(以下「在留外国人不適正事案」という。)に関する通知制度を試行的に創設することとし、その事務の取扱い等について下記のとおりまとめました。

都道府県におかれでは、下記の内容について御了知の上、貴管内市町村に周知するとともに、その円滑な運用につき御配慮願います。

なお、本件については法務省と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 経過と新たな仕組みの概要

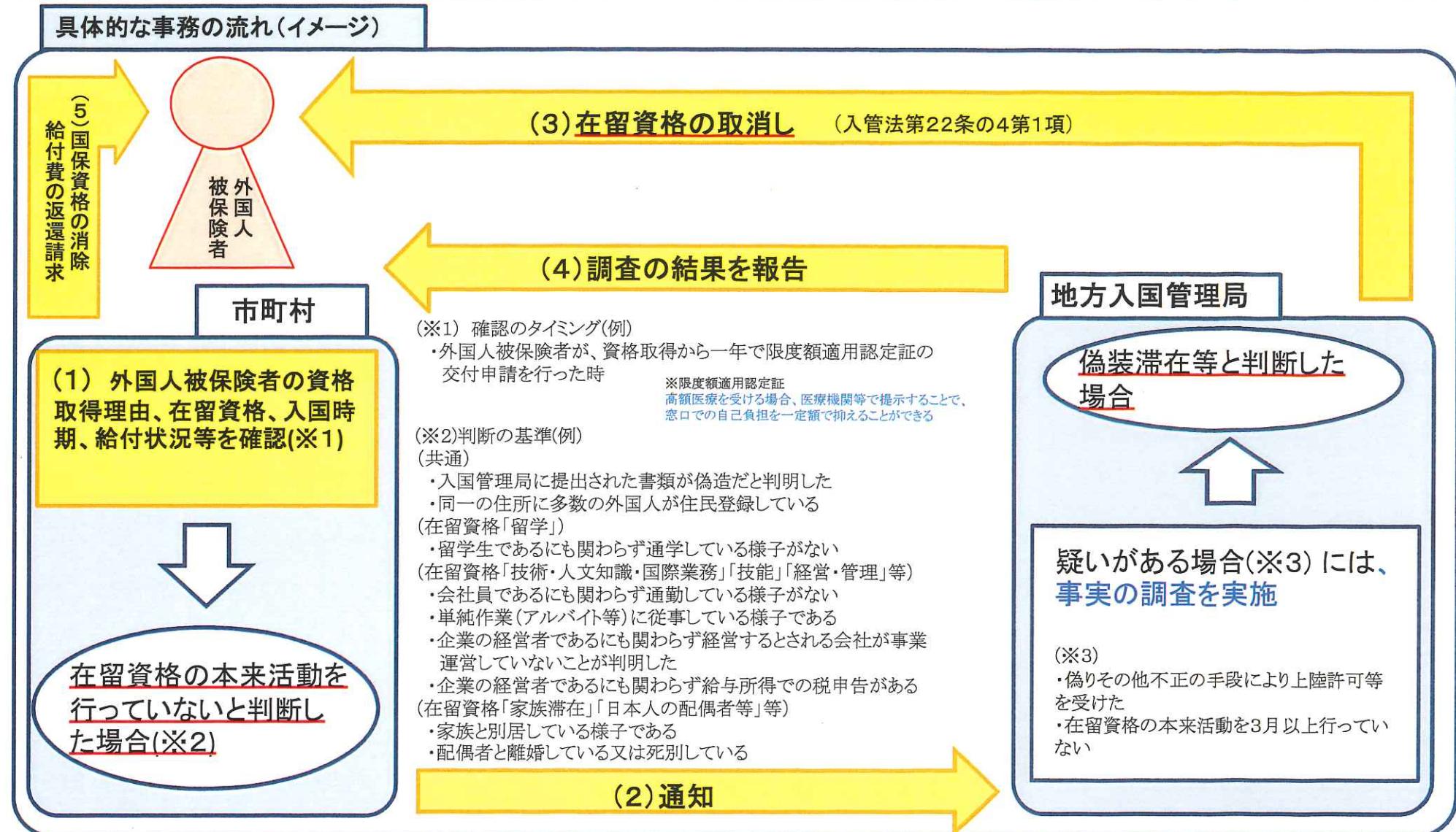
本年3月、都道府県及び市町村の御協力の下、「在留外国人の国民健康保険の給付状況等に関する調査について」(平成29年3月13日付け保医発0313第1号保険局国民健康保険課長通知。以下「全国調査通知」という。)により、在留外国人不適正事案の実態把握を行ったところ、その蓋然性があると考えられる事例は、ほぼ確認されなかった。

しかし、公費や被保険者全体の相互扶助により運営する国民健康保険制度において、極少数であっても、偽装滞在により国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける事例が存在すること是不適切であることから、より一層、適正な資格管理に努める必要がある。

2018年11月14日 衆議院厚生労働委員会
立憲民主党 市民クラブ 尾辻かな子
出典:厚生労働省資料

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について

- 厚生労働省と法務省が連携し、在留資格の本来活動を行っていないと市町村が判断した外国人被保険者を、地方入国管理局へ通知することのできる体制を構築。
 - 通知を受けた地方入国管理局は調査を実施し、偽装滞在であると判断した場合、**在留資格の取消し**を行う。



本日出席の4人の技能実習生の労働実態

技能実習制度の深刻な状況

弁護士大坂恭子

1 長時間労働、大幅な最低賃金法違反の状況

厚生労働省の「外国人技能実習生の実習実施者に対する監督、指導、送検等の状況」においても毎年毎年最低賃金法違反が報告されている。

特に、縫製工として働く技能実習生の現場で相次いでいる。

以前は、時給300円でも時間外労働について残業代を計算するために裏帳簿のようなメモ（実際の労働時間が記録されたもの）があったが、その裏帳簿が明らかになることがあったため、使用者側が裏帳簿も作成しなくなった。タイムカードを使用しないことはもちろん、使用者が「現認」の方法で出欠を確認していたとして手書きの労働時間管理表を作成、時間外はほとんど又は一切なかったとして、正確な労働時間を一切記録も作成しない労務管理が横行している。

残業代については、「内職」、「出来高」等の言葉で、実際に縫製した品数で計算し支払いをする使用者が多くなっている。これにより、技能実習生は、労働時間立証を使用者側にある資料では行えなくなり、日本の法令に精通しないにもかかわらず、労働時間立証がさらに困難になっている。

「出来高」の例）商品を1枚仕上げるごとにいくら、という出来高計算をされる。

中国人技能実習生Wさんは、品数を上げるために始業時刻前から働き、昼食の休憩時間も労働から解放されず働いていたが、その時間について割増賃金はついていない。所定労働時間終了後（午後5時から午後6時半まで）は時間外労働として計算されるが、午後6時半から午後9時までは、出来高計算として労働時間の記録を管理しておらず、時間計算で割増賃金を計算されていなかった（ただし、労基署は、未払い賃金を認定せず。）

2 長時間労働

(1) カンボジア人技能実習生の件ーすでに技能実習生らは帰国済み

大坂担当の岐阜の縫製工場の事件（2015年來日のカンボジア人技能実習生、2016年1月に職場から逃げ出し、2016年3月労働審判申立、2018年6月調停に代わる審判確定）は、以下の通り、長時間労働、最低賃金法違反。

- ・始業8時終業深夜11時
- ・タイムカード、給与明細何もない。使用者は、監督のため作業場にカメラを設置して監視。
- ・土日も休日ではなく、午後6時まで労働。休日は、不定期で概ね月1日。

…月の手取り給与が1万5000円から多いときで2万7000円（残業代を含む）。

・技能実習生らは、スーパーで、賞味期限間際で安売りしている商品を買ったり、他の客が捨ていったキャベツやレタスの外側の葉を拾ってきたりして調理していた。

・それでも、労働時間の記録がないこと、雇用主に資力がないことがわかつていたので、労働審判では割増賃金を請求せず、基本給の未払い分のみの請求をして、岐阜地裁で技能実習生4人で合計約400万円の未払い賃金の支払いが命じられたが、未だに一円も支払われておらず、使用者は、破産申立予定であるという。

*以下の事件については、労働組合より聴取した事実に基づいて記載。

(2) 岐阜の縫製事例②カンボジア人技能実習生ー本日出席

（2016年5月31日来日の方1人と2016年7月20日来日の方1人）

- ・基本給が1月6万円で最低賃金法違反。
- ・残業代が1年目時給300円、2年目時給400円、3年目時給500円で最低賃金法違反。
- ・午前8時半から翌日2時まで働かされることがあり、そうでなくとも翌日0時まで働くことが多い。
- ・給与明細書、雇用契約書の写しは渡されていない。
- ・タイムカードが存在したが、会社は機械が故障したから存在しないとしてなかったことにされている。本人が持っている分（2枚、終業時刻手書き）については、氏名が記載されていない等を理由に信頼してくれない。
- ・賃金から毎月4万円を貯金として強制的に預かっていた（逃亡、権利行使の防止目的）。その後、2017年12月頃、貯金（岐阜信用金庫）は解約され、通帳は処分されたが、その分の金額は返還された。
- ・未払い賃金合計約383万円（労働組合計算）／1人当たりは、労働時間の主張に食い違いがあるとして、支払われないまま。

(3) 岐阜の縫製事例③中国人技能実習生ー本日出席

- ・2015年9月19日、来日直後の講習期間中から労働させられた。講習は午前9時から午後4時。労働は、午前8時から9時までと午後5時から20時まで。これに加え講習のない土日は朝8時から午後6時まで労働した。
- ・2015年10月23日から正式に技能実習開始となったが、時給計算ではなく、縫製作業の出来高で給料を算定する方法がとられた。
- ・労働時間は、以下の通り。

2018年11月14日 衆議院厚生労働委員会
立憲民主党 市民クラブ 尾辻かな子
出典：外国人労働者 野党合同ヒアリング資料

ア 2015年11月から2016年4月まで

午前7時から翌日午前0時まで実働16時間

(休憩は、正午に30分、午後7時に30分の合計1時間)

休日も全然無い。

イ 2016年5月から2017年12月まで

午前7時から午後11時まで実働14.5時間

(休憩は、正午に60分、午後7時に30分の合計1時間30分)

*2015年11月から2016年4月までは、休日が全くなかったが、交渉して月1回(1日)の休日ができた。1日の勤務時間は16時間だったが、実習生から体がもたないという訴えがあり、14.5時間に短縮。

ウ 2018年1月から現在

午前7時30分から午後11時まで実働14時間

(休憩は、正午に60分、午後7時に30分の合計1時間30分)

以上

・雇用契約書は技能実習生に渡しておらず、給与明細は、実態を反映していない。

・2017年4月から給与の支払方法について、振込と現金支給を併用。

振込の金額のみの給与明細書が渡されている。

・2017年4月から、現金支給の金額の一部は、強制貯金に回され、支給日に社長が用意した封筒に入れ、氏名を記載して社長に預ける。これについて返還を要求しても、勤務先は、退職金であって貯金ではないとして返還しない。

・未払い残業代合計約550万円(労働組合計算)／1人が支払われていない。

(4)岐阜の縫製事例④中国人技能実習生一本目出席

・2016年5月26日入国

・当初は、基本給月6万円、残業代時給300円の最低賃金法違反。

・2017年10月から基本給月8万円、時間外1000円になった。

・日曜、祝日は、残業代が550円で、未だに未払分が支払われない。これは残業代ではなく、ボーナスという位置づけだというが使用者の説明。

・過去の未払い賃金(約427万円・労働組合計算)を請求したところ、使用者(個人事業主)は破産の申立をしたが、実際の経営者である使用者の息子が現在でも経営を続け、取引先から以前同様に縫製作業を受注している。

3 雇用主の支払い能力(経営基盤)の問題

・未払い賃金を請求された場合に倒産する事例が相次ぐ。

社長が行方不明で事実関係が確認できない、訴訟が長期間続いてから倒産するため、立替払制度の対象期間を経過している等の理由で立替払制度を利用できず全く回収できないケースも多い。最低賃金法違反の状態のまま誰も賃金を補償しないまま帰国させている。

4 その他

・強制帰国(使用者に都合の悪い労働力となった場合に、空港へ連れて行き強制的に帰国させる。)という人権侵害があとを絶たない。

・労働組合に加入した場合等に使用者、監理団体、送出し機関が本国にいる家族に圧力をかけ、権利行使を止めさせようとする事態が発生している。

・このような状況が日本における労働環境全体を悪くする危険。

じっしゅうせい

実習生トップページ

じっしゅうせい
実 習 生 ト ッ プ ペ ー ジ

技能実習2号から技能実習3号に進む段階となった技能実習生は、実習実施者を変えることができます。

このため、対象となる技能実習生に対して技能実習生の受け入れを希望している監理団体の情報を提供します。

現在の監理団体又は受け入れを希望している監理団体に連絡を取り、実習実施者の紹介を受けてください。

はじめに利用される方は利用者情報を登録してください。
利用資格を確認の上、利用者IDを2営業日以内にメールでお送りいたします。

技能実習3号の技能実習生を募集している監理団体の情報
(利用者IDの入力)

わ てん ほこくごそだん と あ
分からない点がありましたら、母国語相談にお問い合わせください。

- 母语咨询（中国語）
- Tư vấn bāng ngôñ ngôñ bán dja (ベトナム語)
- Serbisyo ng pagpapayo sa sariling wika (フィリピン語)
- Konsultasi dalam Bahasa Ibu (インドネシア語)
- ໃຫ້ຕຳບັນດາເປັນພາສາໄທ (タイ語)
- កម្មការពិនិត្យការណ៍ដោយប្រជាការណាគុណ (カンボジア語)
- မိမ်သာသုတေသနမြန်မာစွာ (ミャンマー語)
- Native Language Consultation (英語)